

小規模事業者経営改善資金融資制度

マル経 融資制度

マル経融資は、名古屋商工会議所の審査・推薦により
日本政策金融公庫から貸し出される国の融資制度です。



魅力1



最大
2,000万円まで
融資可能

／ 商工会議所が窓口になるため、
安心・安全

魅力2



無担保・
無保証人

／ 保証協会の保証も
不要

魅力3



経営指導員から経営に関する
トータルな
アドバイスが
受けられる

● 貸付金利 (全期間固定)

2.0%

(令和7年11月1日現在)

● 返済期間

運転資金
設備資金

10年以内

(うち据置期間2年以内)

※ お申込み金額が1,500万円を超える場合は、「事業計画書」の作成と融資後に「進捗報告書」の提出が必要となります。
※ 貸付金利は金融情勢により変わることがあります。詳しくはお問合せください。

マル経融資の使いみちいろいろ

1 車両入替・店舗移転

- 仕事で使っているトラックが古くなってきて修理代の増加が悩み。
- 入居しているテナントビルが取り壊しとなるため、移転したい。



マル経「設備資金」で解決!

車や機械の更新、店舗の移転や新設も対応できます。

2 商品の仕入・諸経費支払

- 季節ものの商品をまとめて仕入したい。
- 外注費の増加や資材の高騰があり、やりくりが不安。資金ぐり安定化を図りたい。



マル経「運転資金」で安泰!

従業員の採用や家賃の支払など、様々な使いみちに対応できます。

3 既存マル経借入の借替

- コロナマル経と公庫からの直接借入があるから返済負担が大きい。

※ ご利用中の融資制度や条件によっては、借替ができない場合もございます。



マル経「借替」で不安解消!

マル経でおまとめすることで資金ぐり緩和を図ることができます。

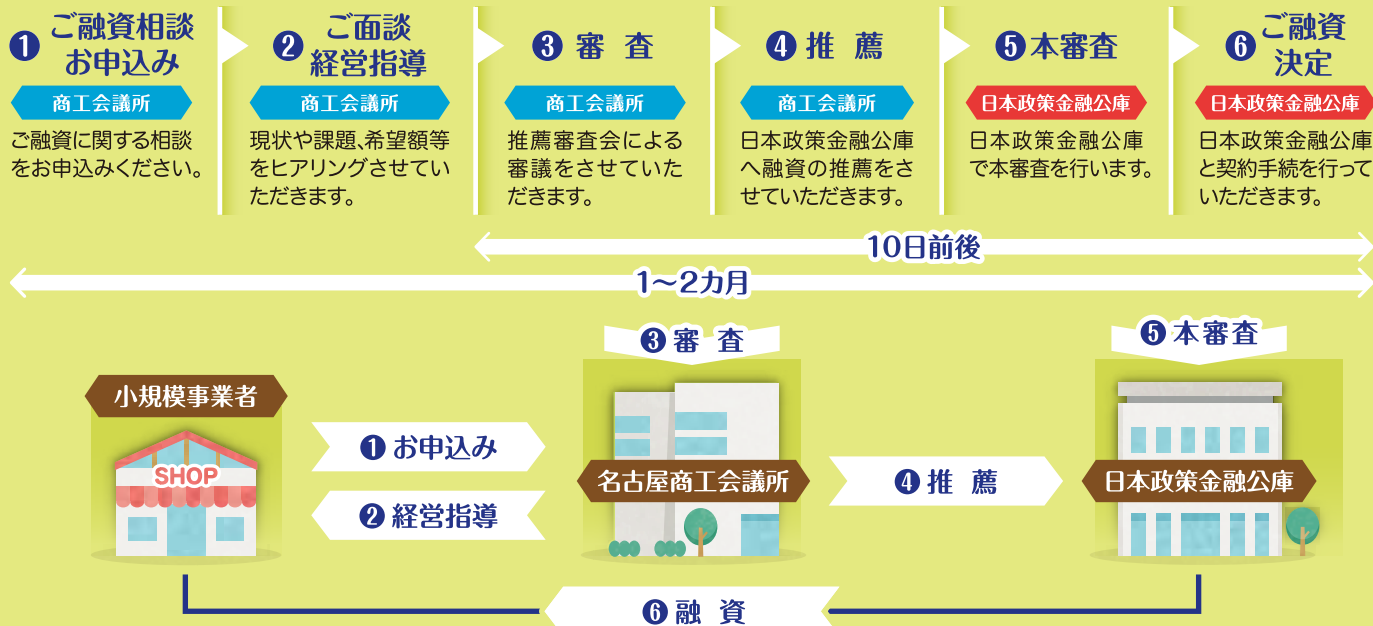


名古屋商工会議所

Nagoya Chamber of Commerce & Industry

ご融資までのお手続は、 名古屋商工会議所がサポートします！

マル経融資の流れ



ご利用いただける方

- 従業員数**
常時使用する従業員
●製造業・建設業等→20人以下 ●卸売業・小売業・サービス業→5人以下
- 営業年数**
名古屋商工会議所の管轄地区内で1年以上継続して事業を営んでいる
- 納税**
納期限が到来している所得税(法人税)、事業税、県・市民税を完納している
- 業種**
商工業者であって日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種である
- 経営指導**
名古屋商工会議所の経営指導員による経営指導を、原則6カ月以上受けている

※名古屋商工会議所の会員以外の方もご利用いただけます。お気軽にご相談ください。
※ご相談や審査の結果、ご希望に沿えない場合がございますので、予めご了承ください。

ご用意いただくもの

- ☐ 確定申告書・決算書控 ※いずれも直近2期分
 - ☐ 最近の試算表 (決算後6カ月以上経過している場合)
 - ☐ 納税を証明できる書類
①所得税(法人税) ②事業税 ③県・市民税
※上記①～③全ての領収書又は納税証明書
 - ☐ 所有不動産の登記事項証明書
※代表者及び同居家族名義を含む
 - ☐ 銀行等借入金明細書 ※住宅ローン等含む
 - ☐ 履歴事項全部証明書 (法人の場合のみ)
 - ☐ 見積書・契約書等 (設備資金の場合のみ)
 - ☐ 許認可書・届出書 (許認可対象業種の場合のみ)
 - ☐ 身分証 (免許証やパスポート等の写真付のもの)
- ※上記以外の書類(預金通帳・仕入帳等)を確認させていただく場合もあります。

●拡充制度「賃上げ貸付利率特例制度」

雇用者給与支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方は、貸付後2年間の金利が0.5%引き下げられる可能性があります。(最近の決算書において既に増加している方を含む。)

日本政策金融公庫との契約手続きは「日本公庫電子契約サービス」が便利です！

※「日本公庫電子契約サービス」は、書面で取り交わしていた融資契約手続きについて、Web上で行うことができるサービスです。

お問合せ

名古屋商工会議所 中小企業部 金融・管理運営ユニット

TEL 052-223-5752

〒460-8422 名古屋市中区栄2-10-19

メールで
お問合せ▶



制度案内
(名商HP)▶

